

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第4回会合 議事要旨（案）

1. 日時 平成21年11月17日（火）10:00～12:00

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）

○構成員

相田構成員、岡村構成員、木村構成員、桑子構成員、長田構成員、野原構成員、
別所構成員、藤原構成員、堀部構成員（座長）、松本構成員

（欠席：清原構成員、國領構成員、）

○OWG主査

ライフログ活用サービスWG 上沼主査

安全管理措置WG 田島主査

インターネット地図情報サービスWG 森主査

違法音楽配信対策WG 菊池主査

○オブザーバー

國井 消費者庁個人情報保護推進室長

○総務省

内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、

桜井総合通信基盤局長、福岡電気通信事業部長、山田総合通信基盤局総務課長、

淵江事業政策課長、二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、

大内消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、

室橋消費者行政課課長補佐、村田消費者行政課課長補佐

4. 議事

（1）開会

内藤総務副大臣および長谷川総務大臣政務官よりあいさつ

（2）議題

（ア）ライフログ活用サービスWGからの報告について

（イ）安全管理措置WGからの報告について

（ウ）第一次提言のフォローアップについて

（エ）CGM（シー・ジー・エム）検討WGの設置について（案）

（3）閉会

内藤総務副大臣よりあいさつ

5. 議事要旨

（1）ライフログ活用サービスWGからの報告について

資料2に基づき、ライフログ活用サービスWG 上沼主査から説明が行われた。なお、
主なやり取りは以下のとおり。

- (松本構成員) 個人情報保護法上の個人情報なのか非個人情報なのかについて、資料2の6ページにある①と③の関係はどうなっているか。定義のしかたによっては個人情報に該当するのではないか。どの程度に達していれば個人情報となるのか。①については、個人情報に該当するので保護すべきなのではないか。
- (堀部座長) まず私から説明すると、個人情報保護法の第2条(個人情報の定義)では「他の情報と容易に照合することができ」とあり、これは照合容易性と関係してくる問題である。また容易性がなくとも特定の個人を識別可能であれば個人情報に該当する可能性がある。6ページの①についてはどのように考えているか。
- (上沼主査) 今のところ、容易ではないが識別可能となる場合があると考えている。②についても、色々考えていくと個人を推定することが可能になると考えている。詳細な検討はこれからだが、ライフログにおいてはこういうケースが起こり得るということと6ページのように整理している。
- (堀部座長) 先般の第一次提言を踏まえ、総務省からグーグル社に対し要請を行ったが、地図情報においては、顔が映っていて個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、洗濯物等が映っている場合についてはプライバシーの侵害に当たるのかどうか、判例に照らして判断することとなる。ライフログにおいても、すぐに結論は出しにくいだろうが、引き続きWGにおいて検討をお願いしたい。
- (岡村構成員) 4ページで使われている「デリンク」という言葉は、一般的に使われている用語なのか。ここでの使い方として適切なのかどうか、再度検討が必要と考える。
- (堀部座長) 引き続きWGにおいて検討をお願いしたい。
- (相田構成員) 例えば、特定のPCから大麻の注文があったという場合に、そのPCを、かなり限定されたグループで共有している場合は、誰が犯人なのか推定が容易な場合がある。限られた少数のグループ、最も典型的なのは家族だが、その場合も念頭に置いた検討をお願いしたい。
- (上沼主査) 特定のPCと関連づけられる情報は4ページの黄色の部分に入ると理解している。また特定のPCと関連づけ不可能な情報については青色に入る。
- (堀部座長) 家庭内でPCを共有している場合、クッキー等の履歴で誰が使用したのかわかってしまうことがあり、グループプライバシーをどのように取り扱うべきかという問題もある。今回のWGでの直接の検討対象ではないだろうが、引き続きご議論いただきたい。
- (木村構成員) 事業者にとっては当たり前のことでも、利用者にとっては当たり前ではないこともある。その点、今回実施されるアンケート結果に期待している。5ページの配慮原則については、利用者にとってわかりやすい内容にしていきたい。内容が難しく読み飛ばしてしまうようなものでは意味がない。
- (堀部座長) 利用者の視点で検討をお願いしたい。
- (長田構成員) この配慮原則については、対象情報の保存期間に関する指摘がない。保存期間の制限も大切な論点であり、是非考慮していただきたい。
- (堀部座長) これは世界的にも問題になっているが、日本では明確に定められていない。この問題も含め、色々課題はあるが引き続きWGでの検討をお願いしたい。

(2) 安全管理措置WGからの報告について

資料3に基づき、安全管理措置WG 田島主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(堀部座長) 資料3の3ページ以下に、今回の検討の背景が載っているが、現在の安全管理措置では個人情報を持ち出してはいけないことになっている。個人情報を持ち出す際の安全管理措置のあり方をどうするかには色々な方法が考えられる。WGはこれまで1回しか開かれていないが、どのような点を検討すべきか、構成員のご意見を伺いたい。

(相田構成員) 2点質問したい。①各企業体のセキュリティーポリシーのガイドラインと、本WGでの検討結果との関係はどのようになるか。②PCに収まりきらない個人情報はどうするのか。またPC以外の医療機器についての検討は行うのか。

(田島主査) ①については、本WGでの検討結果を踏まえて、各企業体の安全性の担保、ルール設定のあり方、セキュリティーポリシーが向上することになる。②についても、PC以外での機器の利用に関する検討の要請は当然あり、本WGの検討の出発点としてはまずはノートPCを対象としたい。その後どこまで対象を拡げて踏み込めるかは今後検討したい。

(相田構成員) 引き続き検討をお願いしたい。

(桑子構成員) このWGでの検討に期待している。4回程度のWG開催ということは、安全管理措置の基本的な論点についての整理を行い、ガイドラインを改正することになるのか。

(事務局) 個人情報保護ガイドラインについては、本WGでの検討結果を踏まえて、何らかの方向性が示された場合には、必要な手続きを経て改正を行いたい。

(岡村構成員) 第1回WGに出席して意見を申し上げたが、鳥インフルエンザの流行もあり、どうしてもテレワークに頼らないといけない状況もある。内閣官房での検討にも携わってきたが、個人情報の管理について変な萎縮効果が出ないようにしてほしい。いたずらに色々な規制があり、そろそろ考え方を転換してはどうか。それがユビキタス社会の発展にもつながる。必要であれば詳しく検討を行ってほしい。

(堀部座長) 個人情報保護法では、20条に安全管理措置に関する規定、21条に従業者の監督に関する規定、22条に委託先の監督に関する規定がある。ただ、法律の運用に関しては主務大臣制を採っており、法律では詳しく扱っていない。本WGでの今後の検討に期待が高まっており、引き続き議論をお願いしたい。

(3) 第一次提言のフォローアップについて

①インターネット地図情報サービスについて

まず、資料4に基づき、インターネット地図情報サービスWG 森主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(長田構成員) グーグル社による対応は十分に実施されていると言えるのか。検証が必要である。事前の告知が無くサービスが開始された地域があるという報道もあった。こういった課題のあるサービスについては、研究会で引き続き検討していくべきではないか。

(事務局) WGでの検討は既に終わっているが、インターネット地図情報サービスの動向については、引き続き総務省として注視してまいりたい。一部報道についてグーグル社に尋ねたところ、当該地域は事前に告知をせずだが社内内部の行き違いでこのような報道に結びついたようである。いずれにしてもこの分野の動きは注目し続けていく所存。

(堀部座長) この問題については私が会長を務めている東京都の審議会でも随分と指摘を受けたが、都や総務省の要請を受けて、グーグル社には真摯に対応していただいたと考えている。世界的にも議論になっている問題であり、日本においては、国内の様々な事情に配慮してグーグル社が対応しているようだ。メディアにおいても様々な報道がなされているが、今後も議論が続いていくので、総務省としても注視していただきたい。

②違法音楽配信対策について

続いて、資料5に基づき、違法音楽配信対策WG 菊池主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(長田構成員) 利用者が一定程度費用負担をするということになるのであれば、関係者だけではなく、利用者の意向もどこかで反映させられようようにしていただきたい。

(菊池主査) 現状では、技術的手法の検討が先行しているので、ご指摘の点も踏まえて今後の検討を進めたい。

(4) CGM (シー・ジー・エム) 検討WGの設置について (案)

資料6に基づき、事務局から説明を行い、「CGM (シー・ジー・エム) 検討WG」の設置について了承された。また、主査の選任については座長一任となった。

なお、主なやり取りは以下のとおり。

(別所構成員) 事業運営主体がまずは年齢認証を行うべきではないかと考える。また、ミニメールの内容監視については、少なくとも電子メールの中身をのぞくのは通信の秘密の侵害に該当するのであり、ミニメールの内容をきちんと監視すべきであるというような整理にならないように検討をお願いしたい。

(事務局) ご指摘の点については、まず、青少年保護の実効性を上げるためにどういう手法があるのか、携帯事業者の力を借りて何かできることがあるのであれば、検討を行いたいと考えている。またミニメールの内容監視については、まずは実態を把握した上で整理を行いたい。

・ 次回の第5回会合は明年3月を予定。また、年度内をめどに、第二次提言を行う。

以上